失業・住居喪失等の状況から生活再建を目指す方へ

- 離職によって住居を失ってお困りの方や、生活費にお困りの方には、総合支援資金以外にも公的な支援策があります。
- 総合支援資金は、就労意欲のある離職者に対する**第二のセーフティネット**として位置づけられ、これは、「雇用保険」と「生活保護制度」の間を支援する制度のことであり、各制度の利用に優先順位が設けられています。
- 総合支援資金については、雇用保険の失業給付等を現に受けることができず、職業訓練の受講を希望しない場合に住居確保給付金と合わせて利用を検討します。

下の表に沿って、ご自身のあてはまる可能性のある支援策を順番に確認してください

1　住む家がある

いいえ ▷ **自立相談支援機関へ**

住居喪失の方は、まずは
近隣、もしくは居住予定地の
自立相談支援機関に相談してください。

就労自立が見込める場合 ◁

はい ▽

2　ハローワークへ

居住地のハローワークで**「求職申込」**および
「雇用保険・雇用施策利用状況の確認」
をしてください

はい ▽

3　雇用保険の受給手続きの確認

受給資格がないまたは給付制限期間中であるため、失業等給付を受給できない

いいえ ▷ **失業等給付の受給**

はい ▽

第二のセーフティネット

4　職業訓練を受講したい

はい ▷ **職業訓練受講給付金**

いいえ ▽

5　自立相談支援機関へ

住居確保給付金（給付） の利用を確認した

はい ▽

連携による支援

6　社会福祉協議会へ

総合支援資金（貸付と相談支援）

臨時特例つなぎ資金（貸付）
【住居喪失者の場合】

7　福祉事務所

生活保護制度（給付）

困窮度が高い場合や、就労自立が難しい場合等 ▽

※ ----------> 住居喪失者の場合

それぞれの支援策には対象の要件があり、要件に該当しない場合は利用することはできません。
第二のセーフティネットの各制度の概要は裏面に掲載しています。各制度の詳細については、支援策ごとのパンフレット・リーフレットをご参照ください。

東京都社会福祉協議会

第二のセーフティネット　支援策の概要　※詳細は支援策ごとの窓口にお問い合わせください

（1）職業訓練受講給付金（給付＋貸付による支援）

相談窓口	ハローワーク
内容	ハローワークの支援指示を受けて職業訓練を受講する場合で、一定の要件を満たす場合に支給される給付金 【職業訓練受講手当】月額10万円 【通所手当】通所方法により支給額が異なります（上限あり）
関連制度	●求職者支援資金融資（貸付） 職業訓練受講手当を受給しても、訓練期間中の生活費が不足する場合に、資金を融資する制度。貸付額は、単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×給付金の受講予定訓練月数、利率は2%（うち信用保証料0.5%）、担保・保証人は不要。詳細はハローワクにて確認。

（2）住居確保給付金（給付による支援）

相談窓口	自立相談支援機関
内容	主たる生計維持者が離職・廃業後2年以内である場合、もしくは個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合において、一定の要件を満たした場合、区市町村ごとに定める額（※1）を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給。 （支給された給付金は賃貸住宅の賃貸人や不動産媒介事業者等へ、自治体から直接支払われる。）
対象者	● 主たる生計維持者が①離職・廃業後2年以内である場合、もしくは、②個人の責任・都合によらず給与等を得る機会が、離職・廃業と同程度まで減少している場合 ● 直近の月の世帯収入合計額が、市町村民税の均等割が非課税となる額の1/12（以下「基準額」という。）と、家賃（但し、上限あり）の合計額を超えていないこと ● 現在の世帯の預貯金合計額が、各市町村で定める額（基準額の6月分。ただし、100万円を超えない額）を超えていないこと ● 求職活動要件としてハローワーク等に求職の申込をし、誠実かつ熱心に求職活動を行うこと（※2）具体的には「ハローワークへの求職申込、職業相談（月2回以上）」「企業等への応募（週1回以上）」 ※2ただし、自営業者の方については、ハローワーク等への求職の申込に代えて、事業再生のための活動ができる場合もあります。
支給額	支給額はお住まいの市区町村や世帯の人数によって異なる。
支給期間	区市町村ごとに定める額（※1）を上限に実際の家賃額を原則3か月間（延長は2回まで最大9か月間）支給。

※1　区市町村ごとに定める額：生活保護制度の住宅扶助額

（3）総合支援資金（貸付による支援）

相談窓口	社会福祉協議会		
内容	**生活支援費** 生活再建に向け就職活動を行う間の生活費	**一時生活再建費** 低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の費用、等	**住宅入居費** 敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶ為に必要な経費
貸付限度額	単身世帯：月額15万円以内の必要額 複数世帯：月額20万円以内の必要額 【貸付期間】原則6か月以内 （初回申請は3か月以内とし、状況により延長可）	60万円以内の必要額 ※生活支援費又は住居確保給付金の申請者のみ対象	40万円以内の必要額 ※住居確保給付金の申請者のみ対象

（4）臨時特例つなぎ資金（貸付による支援）

相談窓口	社会福祉協議会（**公的給付等を申請する際に各窓口にも相談してください。**）
対象者	住居喪失の離職者
貸付要件	● 公的給付制度が受理されており、かつ当該給付等までの生活に困窮していること ● 本人名義の金融機関の口座を有していること　他
貸付内容	10万円、無利子、連帯保証人不要
注意事項	● 住居の確保、公的給付制度に繋がるまでの生活、公的給付受給後の生活の見通しが立たない場合は対象外

各制度の詳細については、支援策ごとの窓口でお問い合わせください。
それぞれの支援策には対象者の要件があり、要件に該当しない場合は支援策を利用することはできません。

2025.4